

## 小山町営東名足柄バス停駐車場の設置及び管理に関する条例（案）について

### 1 政策の趣旨

- ・小山町営東名足柄バス停駐車場の設置及び管理について、指定管理者による管理から直営管理へ移行するに当たり必要な事項を制定するものです。

### 2 公表するもの

- ・以下の条例案の内容を公表し、パブリックコメントを求めるものです。
- ①「小山町営東名足柄バスストップ駐車場の設置及び管理に関する条例」を「小山町営東名足柄バス停駐車場の設置及び管理に関する条例」に改めます。
  - ②指定管理者による管理から、直営管理へ移行します。
  - ③小山町営東名足柄バス停駐車場の使用料は、無料とします。
  - ④放置車両に対する措置を、次の通り定めます。
    - 1 小山町営東名足柄バス停駐車場内に車両が相当の期間放置されている場合は、当該車両に警告書を取り付けるとともに、必要な事項を調査することができます。
    - 2 警告書を取り付けた日から一定の期間を経過してもなお当該車両の所有者等が警告に従わない場合で、所有者等が判明したときは、撤去するよう通知します。
    - 3 所有者等が通知に従わないとき又は所有者等が判明しなかった場合、車両を移動し保管することができます。
    - 4 車両を移動し、保管したときは、その旨を告示します。
    - 5 告示の日から一定の期間を経過しても、当該車両を返還することができないときは、当該車両を処分することができます。
    - 6 上記の手続きに要した費用を所有者等に請求することができます。